

# 小松加賀環境衛生事務組合職員退職手当条例

昭和 54 年 3 月 31 日  
条 例 第 7 号

改正 昭和 57 年 12 月 11 日 条例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、職員の退職手当について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 前条の規定に基づく職員の退職手当については、小松市職員退職手当条例（昭和 30 年小松市条例第 22 号）を準用する。

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。